

昭和三十九年二月十八日 火曜日 鳥取県公報(号外)第12号

毎週火、金曜日発行(但休日  
昭和四年四月十五日第三種郵便  
印記印)

# 鳥取県公報

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

## 鳥取県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に  
関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭  
和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を  
次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(期間の通算の特例)

第二十六条 職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例(昭和三十九年一月鳥取県条例第二号。以下「昭  
和三十九年一月改正条例」という。)附則第四項の規  
定の適用により昇給した職員(昭和三十八年十月一日  
において、昭和三十九年一月改正条例による改正前の  
給与条例の規定により昇給した職員を除く。)が当該昇

給後の号給を受けていた期間が三月をこえる前に昇任  
部を改正する規則をここに公布する。

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一  
部を改正する規則をここに公布する。

昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号 (物別可)

00573

3 昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号 (物別可)

高 短 大 校 卒	大学院修士課程修了	学 歷 免 許	初 任 給	備 考
大 学 学 校 卒	二二、一〇〇円	二七、九〇〇円	一六、一〇〇円	講師、助教論、実習助手及び養護助 母に採用された場合は、一七、〇〇〇円
一 二、八〇〇円	一一、八〇〇円	一四、五〇〇円	一三、七〇〇円	
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一六、一〇〇円	一四、五〇〇円	

注 初任給欄中二七、九〇〇円とあるのは、昭和三十一年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二五、三〇〇円と読み替えるものとする。

注 初任給欄中二七、九〇〇円とあるのは、昭和三十一年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二六、〇〇〇円と読み替えるものと

別表第六

教育職給料表(一)初任給基準表

高 短 大 校 卒	大 学 学 校 卒	大 学 学 校 卒	大 学 学 校 卒
大学院修士課程修了	二二、一〇〇円	二七、九〇〇円	一六、一〇〇円
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一四、五〇〇円	一三、七〇〇円
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一六、一〇〇円	一四、五〇〇円

別表第五

公安職給料表(一)初任給基準表

高 短 大 校 卒	大 学 学 校 卒	大 学 学 校 卒	大 学 学 校 卒
大学院修士課程修了	二二、一〇〇円	二七、九〇〇円	一六、一〇〇円
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一四、五〇〇円	一三、七〇〇円
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一六、一〇〇円	一四、五〇〇円

別表第七

教育職給料表(二)初任給基準表

高 短 大 校 卒	大 学 学 校 卒	大 学 学 校 卒	大 学 学 校 卒
大学院修士課程修了	二二、一〇〇円	二七、九〇〇円	一六、一〇〇円
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一四、五〇〇円	一三、七〇〇円
一一、八〇〇円	一一、八〇〇円	一六、一〇〇円	一四、五〇〇円

する。

別表第五から別表第七までを次のように改める。

別表第四の一 口表中		初任給	初任給
一四、七〇〇円	一五、七〇〇円	一四、七〇〇円	一五、七〇〇円
一一、二〇〇円	一二、二〇〇円	一一、二〇〇円	一二、二〇〇円
一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
一〇、六〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一一、六〇〇円

に改める。

別表第四の二 口表中		初任給	初任給
一六、一〇〇円	一六、一〇〇円	一六、一〇〇円	一六、一〇〇円
一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円	一三、六〇〇円
一二、四〇〇円	一二、四〇〇円	一二、四〇〇円	一二、四〇〇円
一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

に改める。

七一条第六号本文(昇任又は昇格後同じ号給に決定されることとなる昇任又は昇格の日の前日における号給又は給料月額から昇任又は昇格した場合に限る。)に該当するものであるときは、当該昇任又は昇格後の最初にかかわらず、当該昇給後の号給を受けていた期間に

2 学校教育法による大学の医学部医学科、同学部歯学科若しくは歯学部歯学科、医科大学の医学科又は医科歯科大学の歯学科の専攻科の卒業者

相当する期間に三月を加えて得た期間を通算することができる。  
別表第一の一(一)(5)の1の次に2として次のように加える。

00575

別表第十中

初任給
一四、七〇〇円
一二、二〇〇円
一四、七〇〇円
一二、二〇〇円
一一、八〇〇円
一一、〇〇〇円
一一、六〇〇円

に改める。

別表第九中

初任給
三九、三〇〇円
二五、九〇〇円
二〇、一〇〇円
一八、七〇〇円

に改め、同表の注の(+)及び(+)を次のように改める。

- (+) 四二、一〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間にあつては、三七、三〇〇円、昭和三十九年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にあつては、三九、七〇〇円  
 (+) 「七、七〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二五、三〇〇円

00574

別表第八の二 イ表中

初任給
一五、〇〇〇円
二三、二〇〇円
一五、〇〇〇円

に改め、同表の注の(+)及び(+)を次のように改める。

初任給
一六、四〇〇円
一六、四〇〇円
一三、六〇〇円

に改める。

別表第八の二 ロ表中

初任給
三〇、六〇〇円
二六、八〇〇円
一九、九〇〇円

- (+) 三〇、六〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間にあつては、二八、七〇〇円  
 (+) 二六、八〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二五、七〇〇円

昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号 (第3種郵便物認可)

別表第十一中

初任給	初任給
一一、四〇〇円	一二、八〇〇円
一四、九〇〇円	一六、三〇〇円
一四、〇〇〇円	一五、四〇〇円
一一、二〇〇円	一二、六〇〇円
一一、〇〇〇円	一二、四〇〇円

に改め、

同表の注中「一四、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改める。  
別表第十三を次のように改める。

別表第十三

給料表 職務の等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級
行政職給料表	十一号給	十二号給	十一号給	十二号給	十四号給
公安職給料表	十二号給	十二号給	十九号給	二十号給	
教育職給料表(一)	二十一号給	十九号給			
教育職給料表(二)	二十二号給	十六号給			
研究職給料表	十三号給	十三号給	十七号給		
医療職給料表(一)	十四号給	十号給	十二号給		
医療職給料表(二)	十二号給	十三号給	十五号給	十一号給	
医療職給料表(三)	十一号給	十一号給	十四号給		

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を  
改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥

3. 勤務成績に応ずる割合は、百分の二十五以上百分の四十以下の範囲内で、職員の勤務成績を考慮して任命権者が定めるものとする。

第二十二条の六各号列記以外の部分中「第二十二条の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十二条の七中「第二十二条の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

(経過措置)

1. この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年一月一日から適用する。

(施行期日)

2. 昭和三十九年一月一日からこの規則施行日の前の前日までの間ににおいて、改正後の職員の給与の支給に関する規則第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となるものに対しても、届出がこの規則の施行の日から十五日を経過するまでになされの場合に限り、当該支給該当者となつた日を職員の

取人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「七万二千円」を「八万一千円」に、「六千円」を「六千五百円」に改める。

第二十二条の二第一項各号列記以外の部分中「六月の間」を「六月以内の期間」に改める。

第二十二条の二第二項各号列記以外の部分中「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)の間において、給与条例の適用を受ける職員として勤務した期間」を「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)以内の期間において、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間」に改める。

第二十二条の二第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「(これら

の期間に含まれる休日を含む。)」を削り、同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十二条の二第三項を次のように改める。

3. 在職期間及び勤務期間は、暦による月数によつて算

定する。この場合、一月に満たない日数を合算するとときは三十日をもつて一月とし、一日に満たない時間を合算するときは八時間をもつて一日とする。

第二十二条の二第四項を削る。

第二十二条の三各号列記以外の部分中「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)の間」を

「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)以内の期間」に、「在職し又は勤務した期間」を

「在職した期間」に改める。

第二十二条の三第一号及び第二号中「在職し又は勤務した期間」を「在職した期間」に改める。

第二十二条の五第二項の表中「支給日以前六月の間における勤務期間 支給日以前十二月以内の期間における勤務期間」を「支

給日以前六月以内の期間における勤務期間 支給日以前十二月以内の期間における勤務期間」に改める。

第二十二条の五第三項を次のように改める。

3. 在職期間における勤務期間 支給日以前十二月以内の期間における勤務期間」に改める。

第二十二条の五第三項を次のように改める。

3. 在職期間における勤務期間 支給日以前十二月以内の期間における勤務期間」に改める。

給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)以下「給与条例」という。)第九条第二項本文の「事実が生じた日」とする。この場合において、給与条例第九条第二項ただし書の「これにかかる事実の生じた日」とは、この規則施行の日をいうものとする。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第六号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削る。

第三条中「前条第三号の規定に該当する者にあつてはその職務の等級において同条同号の規定により受けることとなる額と同じ額が定額表にある場合にはその額、

11 昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号 (第3種郵便  
物 記 司)

別表第一の□中

17号給	2,380	2,060	1,670
を			

23号給	2,150	1,730	1,380
を			

17号給	2,960	2,380	2,060	1,670
に改める。				

23号給	2,960	2,150	1,730	1,380
に改める。				

別表第一の□中

別表第一の□中	19号給	1,720	1,490
を			

別表第一の□中	19号給	1,720	1,490	1,120
を				

別表第一の□中

別表第一の□中	19号給	1,720	1,490
を			

別表第一の□中	19号給	1,720	1,490	1,120
を				

別表第三のイを次のように改める。

別表第二を削る。

別表第三のイを次のように改める。

同じ額が定額表にない場合にはその上位の額に対応する

号給」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改める。

昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号 (第3種郵便  
物 記 司) 10

ハ 教育職給料表Hの適用  
を受ける職員に適用

別表第一の□中

26号給	1,460	1,350
27号給	1,480	1,380
28号給		1,400
29号給		1,420

を

26号給	1,590	1,460	1,350
27号給		1,480	1,380
28号給		1,500	1,400
29号給			1,420
30号給			1,440

に改める。

別表第一の□中

号給	1等級	2等級	3等級
1号給	円 1,260	円 480	円 360
2号給	1,320	510	380
3号給	1,380	560	400
4号給	1,430	600	420
5号給	1,490	650	450
6号給	1,540	700	480
7号給	1,620	740	510
8号給	1,690	840	560
9号給	1,760	890	600
10号給	1,830	930	650
11号給	1,900	1,030	700
12号給	1,970	1,070	740
13号給	2,040	1,120	840
14号給	2,110	1,220	890
15号給	2,180	1,260	930
16号給	2,250	1,320	1,030
17号給	2,310	1,380	1,070
18号給	2,360	1,430	1,110
19号給	2,400	1,490	1,180
20号給	2,440	1,540	1,210
21号給	2,480	1,620	1,240
22号給	2,510	1,690	1,270
23号給	2,540	1,750	1,300
24号給		1,800	1,330
25号給		1,860	1,360
26号給		1,910	1,380
27号給		1,970	1,400
28号給		2,020	1,420
29号給		2,060	
30号給		2,100	
31号給		2,140	
32号給		2,180	
33号給		2,220	
34号給		2,250	

に改める。

別表第一の□中

別表第一の□中	19号給	1,720	1,490
を			

別表第一の□中	19号給	1,720	1,490	1,120
を				

別表第三のイを次のように改める。

イ 教育職給料表一の適用  
を受ける職員に適用

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級
1号	円10	10	10
2号	20	20	20
3号	30	30	30
4号	40	40	40
5号	50	50	50
6号	60	60	60
7号	70	70	70
8号	80	80	80
9号	90	90	90
10号	100	100	100
11号	110	110	110
12号	120	120	120
13号	130	130	130
14号	140	140	140
15号	150	150	150
16号	160	160	160
17号	170	170	170
18号	180	180	180
19号	190	190	190
20号	200	200	200
21号	210	210	210
22号	220	220	220
23号	230	230	230
24号	240	240	240
25号	250	250	250
26号	260	260	260
27号	270	270	270
28号	280	280	280
29号	290	290	290
30号	300	300	300
31号	310	310	310
32号	320	320	320
33号	330	330	330
34号	340	340	340

別表第三を別表二とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第七号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号列記以外の部分中「八百五十円」を「千円」に改める。

別記様式第一中	□新規(異動の場合を含む。) □住居の変更 □通勤経路の変更 □通勤方法の変更 □運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 昭和 年 月 日
を	□新規(異動の場合を含む。) □住居の変更 □通勤経路の変更 □通勤方法の変更 □運賃等の負担額の変更 □その他の 上記事実の発生年月日 昭和 年 月 日
に、	□交通機関等利用 □自転車等使用

□交通機関等利用  
□自転車等使用

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第七条 船舶乗組職員の手当  
第七条 船舶乗組職員に支給する漁獲手当は、一航海に

第一条中「第十三条」の下に「第十五条」を加える。  
四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

00584

昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号

における漁獲高から燃料費、市場手数料、水代、魚箱代及びえさ代を差し引いた額を基礎として算出した手当総額を、職員の支給割合の総数で除して得た額に各職員の支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項の職員の支給割合は、別表に定める範囲内で船長の内申により任命権者が決定するものとする。

第十一項中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 漁獲手当は、第一項の規定にかかわらず、一航海ごとに支給する。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

試験船	
職名	支給割合
船長	1・5以上1・0以内
機関長	1・1以上1・0以内
通信機海士	1・1以上1・0以内

船員	支給割合
船長	11・0以上11・5以内
機関長	1・5以上11・0以内
一等航海士	1・3以上1・7以内
二等航海士	1・1以上1・3以内
甲板長	1・1以上1・4以内
操機長	1・1以上1・1以内
司ちゃん長	1・0以上1・1以内
冷凍長	1・1以上1・3以内
操舵手	1・1以上1・2以内
操機手	1・0以上1・1以内
甲板員	0・8以上1・1以内

00585

15 昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号

(第3種郵便物認可)

別表

機関員	○・九以上1・1以内
附則	

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年一月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会規則第九号  
鳥取県人事委員会委員長 青田辰午

警察職員の退職手当の額から控除する額に

関する規則の一項を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則

(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十四号) の

一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

特例条例第 5条に規定す る退職手当の支 給を受けた者 の退職年月日	給料表					行政職給料表					公安職給料表				
	職務の 等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	1等級	2等級
昭和23. 1. 31	8.04	7.81	7.70	7.58	7.55	8.04	8.01	8.02	7.90	7.91	8.02	8.01	8.02	8.01	8.02
昭和23. 5. 31															
昭和23. 6. 1	6.18	6.00	5.93	5.83	5.81	6.18	6.15	6.16	6.06	6.08	6.18	6.07	6.08	6.07	6.08
昭和23. 11. 30															
昭和25. 12. 31	4.05	3.94	3.87	3.81	3.80	4.05	4.02	4.03	3.96	3.98	4.04	3.97	4.00	3.97	4.00

00586

昭和39年2月18日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第12号 16

皇	昭	26.	1.	1	3.04	2.93	2.91	2.86	2.85	3.03	3.00	3.01	2.97	2.96	3.01
至	昭	26.	1.	1	3.04	2.93	2.91	2.86	2.85	3.03	3.00	3.01	2.97	2.96	3.01
皇	昭	26.	1.	1	3.04	2.93	2.91	2.86	2.85	3.03	3.00	3.01	2.97	2.96	3.01
至	昭	27.	10.	1	2.48	2.40	2.39	2.33	2.33	2.49	2.45	2.47	2.41	2.42	2.48
自	昭	27.	11.	1	2.00	1.93	1.90	1.86	1.87	1.98	1.98	1.98	1.96	1.96	1.99
至	昭	28.	12.	1	2.00	1.93	1.90	1.86	1.87	1.98	1.98	1.98	1.96	1.96	1.99
皇	昭	29.	1.	1	1.76	1.71	1.70	1.66	1.65	1.75	1.74	1.75	1.72	1.71	1.74
至	昭	29.	6.	30	1.76	1.71	1.70	1.66	1.65	1.75	1.74	1.75	1.72	1.71	1.74

## この規則は

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

發行日 火、金

鳥取県鳥取市東町一丁目  
取 所 印 刷 所  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥 取 県  
一部月極三五〇円(配送料共)